



を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、当該届出に係る登録局を廃止した年月日を記載すること。
- (2) ②の欄は、当該届出に係る登録の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、包括登録に基づき開設している登録局に限り、無線設備の製造番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨を記載すること。

4 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。